

商品概要説明書

1. 商品名	積立定期預金
2. ご利用いただける方	個人及び法人の方
3. 期間	3ヶ月以上63ヶ月以内
4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	満期日の3ヶ月前までは随時預入れできます。 100円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻しします。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	積立期間によってスーパー定期預金・期日指定定期預金の店頭表示利率に準じて適用します。 満期日以後に一括してお支払します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 課税方法	・個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ・法人の方・・・総合課税 ※マル優ご利用の場合は課税されません。
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	・個人の方は、マル優のお取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱	・積立期間によってスーパー定期預金・期日指定定期預金の中途解約利率により利息計算します。 ・中間利払利息が支払われている場合は、中途解約利息との差額を清算します。 (中間利払利息が中途解約利息を上回る場合、差額を定期預金元金より差引かせて頂きます)
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・満期日以後のお利息は解約日又は継続日における普通預金利率により計算します。